保護者様

　　学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき

感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過する

まで」から、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を**

**経過するまで**」となりました。

　　インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休

んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診断を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

　　インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。

この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうもの

ではありません。

治　癒　報　告　書

浅間中学校長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　組　生徒氏名

　上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 疾患名（型が分かるようでしたら記入してください） | インフルエンザ（　　）型 |
| 発症日（高熱・咳等の症状が出た日） | 年　　　月　　　日 |
| 受診した医療機関 |  |
| 医療機関受診日 | 年　　　月　　　日 |
| 解熱した日（平熱に戻った日） | 年　　　月　　　日 |
| 医師より療養が必要とされた期間（指示があれば） | 年　　　月　　　日まで |

年　　　月　　　日

保護者氏名

【参考】登校可能日の確認「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

　　　　　　　　　　症状が出た日を記入し登校可能な日をご確認ください

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
| 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
| 発症後5日を過ぎないと解熱しても登校できません | | | | | |  |  |  |
| 解熱した日 | 1日目 |  | 解熱 | ① | ② |  |  | 登校可 |  |  |
| 2日目 |  |  | 解熱 | ① | ② |  | 登校可 |  |  |
| 3日目 |  |  |  | 解熱 | ① | ② | 登校可 |  |  |
| 4日目 |  |  |  |  | 解熱 | ① | ② | 登校可 |  |
| 5日目 |  |  |  |  |  | 解熱 | ① | ② | 登校可 |

※発症日、解熱日とも翌日を1日目と数えます。　　　解熱後2日を過ぎないと登校できません